

## 奈良県団体等を介した動物の譲渡実施細目

### (目的)

第1条 この細目は、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年12月奈良県条例第18号）第10条の規定に基づく動物の譲渡のうち、奈良県動物の譲渡実施要領（平成18年7月7日生衛第302号の12。以下「要領」という。）第13条に基づき、県の実施する動物の譲渡事業に協力して、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体（個人活動者を含む。以下「団体等」という。）を介した譲渡の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (団体等)

第2条 団体等は別表第1の基準に適合するものとする。ただし、奈良県中和保健所動物愛護センター（以下「センター」という。）が適合していると認める場合はこの限りではない。

### (対象動物)

第3条 譲渡の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、要領別表第1に掲げる基準の性格、行動の項目に適合するもののうち、その年齢、健康状態等を考慮してセンターが選出するものとする。

2 前項で選出した動物のうち、犬については、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録を行い、同法第5条第1項に基づく狂犬病予防注射を受けるものとする。

### (団体等の登録)

第4条 動物の引き渡しを受けようとする団体等はセンターの登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体等は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- 一 動物譲渡団体等登録申請書（第1号様式）
- 二 団体の役員名簿（第2号様式）
- 三 一時飼養者名簿（第3号様式）
- 四 過去に活動がある場合は活動実績
- 五 その他センターが必要と認める書類

3 センターは、前項の規定による登録の申請があったときは、第2条規定の適合を審査し、適合する場合は譲渡対象団体等登録簿に登録しなければならない。

4 登録を受けた団体等は、第2項第1号、第2号または第5号の様式に記載した事項を変更したときは、30日以内に、変更届（第4号様式）により、センターに届け出なければならない。

5 登録を受けた団体等は、第2項第3号の様式に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、一時飼養者変更届（第5号様式）により、センターに届け出なければならない。

- 6 登録を受けた団体等は、譲渡事業を廃止したときは、30日以内に、廃止届（第6号様式）により、センターに届け出なければならない。
- 7 前項の届出を受けたセンターは、その登録を抹消しなければならない。

#### （登録の更新）

- 第4条の2 前条第1項の登録は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。
  - 3 第1項の更新の申請については当該登録の有効期間が満了する日の2ヶ月前から有効期間が満了する日までの間に行うものとし、登録が更新されたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して1年とする。

#### （団体等への引き渡し）

- 第5条 センターから動物の引き渡しを受けようとする団体等は、団体等動物譲渡申請書（第7号様式）をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは前項の申請があった場合は、当該団体等の状況及び相性確認並びに先住動物がいる場合はその動物と対象動物との相性確認から適正に飼養できると認めるときは、当該対象動物を引き渡すことができる。
  - 3 前項の先住動物との相性確認は、先住動物をセンターに連れて来て行わなければならない。ただし、先住動物の状態等によりセンターに連れて来ることが困難であるとセンターが認める場合は、この限りではない。
  - 4 先住動物との相性確認により引き渡しすることが問題ないと判断された場合であっても、引き渡しを受けた団体等は期限を定めて継続的な相性確認を行わなければならない。
  - 5 センターは、第2項の引き渡しを行う場合において、対象動物の適正な飼養の確保のため必要があると認めるときは、引き渡しに条件を付けることができる。

#### （団体等から終生飼養者への譲渡）

- 第6条 団体等は、動物の譲渡を受けて終生飼養しようとする者（以下「終生飼養者」という。）が、要領別表第2に掲げる基準に適合することを確認しなければならない。ただし、特別の理由によりセンターが譲渡に支障がないと認める場合は、この限りではない。
- 2 団体等は、終生飼養者にセンターが開催する若しくは団体等が主催する動物の適正な飼養管理方法に関する講習会を受講させなければならない。ただし、終生飼養者が動物の飼養管理に関する十分な知識を有するとセンターが認めた場合は、この限りではない。
  - 3 団体等は、対象動物の適正な飼養を確保するため、終生飼養者に対し、その必要の限度において調査及び助言することができる。
  - 4 団体等は、終生飼養者と対象動物との相性確認から適正に飼養できると認めるときは、対象動物を譲渡することができる。
  - 5 団体等及びセンターは、前項の譲渡に対し、対象動物の適正な飼養の確保のため必要があると認めるときは、譲渡に条件を付けることができる。
  - 6 団体等は、終生飼養者以外の者への譲渡は行ってはならない。
  - 7 団体等は、譲渡を受けた終生飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やか

に、その旨をセンターに連絡しなければならない。

- 一 住所、氏名又は電話番号を変更したとき。
- 二 当該動物を逃走させたとき。
- 三 飼養管理の不徹底により当該動物を死亡させたとき。
- 四 その他当該動物の飼養に関し重要な事項が生じたとき。

(その他団体等の義務)

第7条 団体等は、第6条第4項の譲渡を行ったときは、直ちに、譲渡完了報告書（第8号様式）をセンターに提出しなければならない。

- 2 団体等は、前年度分の団体等活動状況報告書（第9号様式）を毎年4月30日までにセンターに提出しなければならない。
- 3 動物に関する苦情、その他の動物の愛護及び管理に関する事項について行政機関から改善指導を受けた場合には、その指導に従わなければならない。また、行政機関が実施する立入調査等に協力するとともに、関係書類をその求めに応じて提出しなければならない。

(特例団体)

第8条 第4条の規定によりセンターに登録された団体等のうち、本事業及びそれ以外の県事業への協働の優れた実績がともに2年以上ある団体については、この細目の目的に反しない範囲において、別に定めることにより特例団体として取り扱うことができるものとする。

(調査及び指導)

第9条 センターは、この細目の施行に必要な限度において、一時飼養者及び終生飼養者（以下「飼養者」という。）が飼養を予定する場合の現況及び引き渡し後または譲渡後の当該動物の飼養管理状況を調査することができる。

- 2 飼養者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 センターは、第1項の調査により、飼養者が当該動物を適正に飼養管理していないと認めるときは、その者に対し、飼養管理方法の改善または当該動物の返還その他の必要な措置をとるべきことを指導することができる。
- 4 飼養者は前項の指導があった場合には、これに従わなければならない。

(違反時の措置)

第10条 センターは、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第3項の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段によって当該登録を受けたとき。
- 二 第2条の規定による基準に適合しなくなったとき。
- 三 第4条第4項または第5項の規定による届出を怠ったとき。
- 四 第6条第1項本文または第2項の規定に違反したとき。
- 五 第7条第1項または第2項規定の提出を怠ったとき。
- 六 第7条第3項の規定による指導に従わなかったとき。
- 七 前条第4項の規定による指導に従わなかったとき。

- 2 センターは、飼養者が次の各号に該当するときは、その者に対し、当該動物の返還その他の必要な措置を求めることができる。
- 一 偽りその他不正の手段によって当該動物の引き渡しまたは譲渡を受けたとき。
  - 二 第5条第5項または第6条第5項の規定による条件に違反したとき。
  - 三 前条第3項の規定による指導に従わなかったとき。
  - 四 その他動物を適正に飼養できないことが明らかなきとき。

附則

この細目は平成26年11月1日から施行する。

附則

この細目は平成27年2月16日から施行する。

附則

この細目は平成28年12月1日から施行する。

附則

この細目は令和5年6月1日から施行する。